

多文化共生推進指針

平和ですべての市民がお互いに尊重し合える
活気ある多文化共生のまちづくりをめざして

はじめに

今日、日本をとりまく社会情勢は大きく変化し、なかでも国際化の進展による、ヒト・モノ・情報の地球規模での移動をはじめ、政治・経済・文化などあらゆる面においてボーダレス化が進んでいます。このような変化は自治体行政にも大きく影響し、国際化への適切な対応が、大きな課題となっています。

富田林市においても、市民の様々な国際交流の機会が拡大し、外国人市民の増加と定住化が一層進むと予想されます。

こうした国際化の流れを本市の活力あるまちづくりのための潮流として受けとめ、行政全般にわたる国際化と多文化共生のための諸施策を市民と共に積極的に進めていく必要があります。

富田林市は第4次総合計画の「人権の実現を理念とした市民参加のまちづくり」を具体化するために「富田林市多文化共生推進指針」を策定しました。

今後、古代から渡来人を積極的に受け入れ、多文化共生によって発展してきたこの地域の特色を活かしつつ、この指針のめざす「平和ですべての市民が互いに尊重し合える活気ある多文化共生のまちづくり」の実現に向け、施策の着実な推進を図ってまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

この指針の策定にあたり、ご指導、ご提言をいただきました富田林市多文化共生指針検討委員会委員をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年（2009年）2月

富田林市長 多田利喜

はじめに

第1章 多文化共生推進指針策定の背景と目的

1-1.	多文化共生推進指針策定の背景と目的	1
1-2.	用語の定義	3

第2章 富田林市における外国人市民の現状

2-1.	富田林市における外国人市民の現状	4
------	------------------	---

第3章 多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方と施策の方向性

3-1.	基本的な考え方	6
3-2.	施策の方向性と体制整備	8
	Ⅰ.外国人市民と行政、市民同士の円滑なコミュニケーションをめざします	
	Ⅱ.外国人市民が安心して住みつづけられるよう応援します	
	Ⅲ.国籍・民族・文化の違いを認め合い、市民同士が地域社会の一員としてお互いに 対等な関係を築けるようにします	
	Ⅳ.世界の動きと歴史を踏まえ、富田林市の発展をめざして多文化共生を推進します	
	Ⅴ.Ⅰ～Ⅳを実現するために体制整備をすすめます	
3-3.	施策の体系	9

第4章 現在行われている施策と今後進める具体的施策

4-1.	現在行われている施策と今後進める具体的施策	11
	＜1. コミュニケーション支援＞	11
	＜2. 生活支援＞	16
	＜3. 多文化共生の地域づくり＞	28
	＜4. 地域における多文化共生推進体制の整備＞	32
	＜5. 国際交流・国際協力＞	36
4-2.	施策の優先順位	38

参考資料	39
------	----

富田林市多文化共生推進指針策定経過	40
-------------------	----

第1章 多文化共生推進指針策定の背景と目的

1-1. 多文化共生推進指針策定の背景と目的

日本で生活する外国籍市民は、とくに1980年代以降、多国籍化しつつ大きく増加し、2007年（平成19年）末現在で約215万人、人口の約1.7%となっており、自動車産業など今や日本の産業の働き手として欠くことのできない存在として定着している。今後も急速に進むグローバル化と日本の少子化・高齢化の進展に伴い、外国籍人口はさらに増加していくと思われる。富田林市においても、1989年（平成元年）より19年間で外国籍市民は約75%増加し、2008年（平成20年）3月末現在で約1,000人の外国籍市民が在住している。また、外国にルーツをもつ日本国籍市民¹も増加しており、言語・文化・生活習慣・制度の違いから生じる問題も少なくない。このような中で、各市町村でも生活者としての外国籍市民あるいは外国にルーツをもつ日本国籍市民に対する施策が大きな課題になってきており、国も、2006年（平成18年）、「地域における多文化共生推進プラン」（P.38 参考資料4）作成を促す通知を出している。

また、外国籍市民もしくは外国にルーツをもつ市民が多く居住する集住自治体²では、集住都市会議を結成し国にさまざまな要望を提出するとともに、独自でさまざまな取組も行っている。しかし、自治体によって、居住状況やその構成、直面している課題はさまざまであり、それぞれの自治体の状況に合わせた独自の自治体政策が求められている。

関西、とくに大阪府内では、外国籍市民と外国にルーツをもつ市民の国籍が多様化したとはいえ、歴史的な経緯から韓国・朝鮮籍の市民が圧倒的に多く、各自治体で人権施策を柱としてさまざまな取組や経験が蓄積されている。しかし、このような取組はまだ不十分な点もあり、自治体施策を進めるにあたっては、このことが十分考慮されなければならない。

地域における多文化共生の課題について、本市は（特活）とんだばやし国際交流協会（以下「国際交流協会」とする）と連携し地域のニーズに合わせたさまざまな事業を行っている。また、2006年度（平成18年度）には「外国籍市民アンケート調査」（P.38 参考資料5）を実施し、現状把握に努めてきた。さらに、2007年（平成19年）に策定された「第4次富田林市総合計画」（P.38 参考資料8）においても多文化共生は今後の施策の柱の一つとして位置付けられている。

このような中で、多文化共生施策を効果的に進めていくためには、自治体をめぐる財政状況に厳しい制約があるものの、この間、実施されてきた施策をさらに発展させ、体系的で長期的な視野に基づく、現実的で具体的な「多文化共生推進指針」（以下、「指針」とす

¹ 外国にルーツをもつ日本国籍市民には、国際結婚に伴い日本国籍を取得した人、中国からの帰国者、海外で長期間暮らした経験を有する人など、さまざまな人がいる。

² 南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する自治体。2001年（平成13年）度に外国人集住都市によって外国人集住都市会議が結成され、2008年（平成20年）4月現在、外国人登録者の割合が人口の16.3%を占める群馬県大泉町や10.8%の岐阜県美濃加茂市など26都市が参加している。

る)を策定する必要がある。そのためには、専門的な助言が必要であり、当事者、関係団体、市役所関係部署、学識経験者等で構成する多文化共生指針検討委員会(以下「委員会」とする)を2008年(平成20年)7月8日に設置した。

委員会は、進展する地域の国際化と増加する外国籍市民および外国にルーツをもつ市民のニーズに応え、平和ですべての市民がお互いに尊重しあえる多文化共生のまちづくりを推進していくために、多文化共生にかかわる理念と長期的ビジョンを示す「多文化共生推進指針」に含まれるべき施策の方向性と内容を検討し、その結果を提言することを目的として、11回の会議と2回の提言起草委員会を開催し、同年12月、「提言書—富田林市『多文化共生推進指針』策定にかかる現状と今後の方向性」(P.38 参考資料7)(以下、「提言書」という)を市長に提出した。

この提言書は、当事者や関係機関の意見を聴き、全国的な情勢と富田林市の地域性を十分に検討したものであることから、本指針ではこの提言書の内容を可能な限り反映させた。

本指針は「第4次富田林市総合計画」第3章まちづくりの大綱にある「平和を希求する多文化共生のまちづくり」を実現するために策定する。また、「富田林市人権行政基本方針」(P.38 参考資料9)、「富田林市地域福祉計画」(P.38 参考資料10)、「富田林市教育委員会在日外国人教育の指導に関する指針」など、富田林市の他の関連する基本計画や施策との整合性にもできるだけ配慮したものである。

1-2. 用語の定義

以下では、提言書を踏まえ、指針に頻出する用語について、その定義を提示する。

(1) 多文化共生

指針では、総務省「多文化共生の推進に関する研究会」で検討された定義を採用し、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とする。

また、提言書に基づき、指針では、多文化共生を、以下のような現状認識と理念を含む概念として扱うこととした。

- ① 富田林市は、単一の文化的背景をもつ市民だけからではなく、多様な文化を有する市民から構成されている。
- ② さまざまな少数文化が多数を占める文化によって管理・同化されるのではなく、対等で相互に歩み寄る双方向性に特徴づけられた社会関係を構築する。
- ③ 人権に関する国際的・国内的議論を反映し、人権の実現を図る方法の一つである。

(2) 外国人市民

「外国人市民」とは、外国籍を有する人、あるいは、日本国籍で外国にルーツをもつ人で、本市に生活拠点を有する人である。そのため、本市に生活する外国人研修生・実習生や留学生などもこの外国人市民に含まれる。

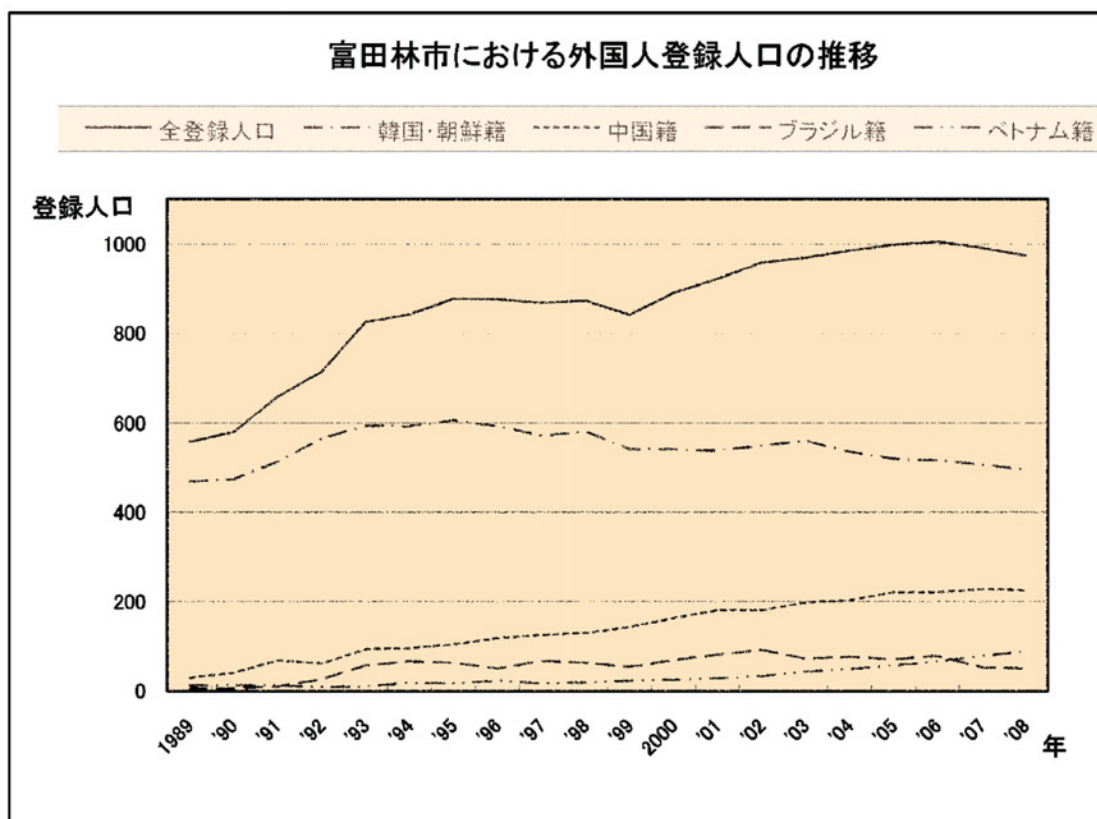
なお、関連する文献においては、戦前から日本に居住する旧植民地出身者やその家族を指して「オールドカマー」、1980年代以降に来日した人を指して「ニューカマー」という用語を使用することも少なくない。しかし、本指針においては、基本的に、その双方を含め「外国人市民」という名称を用いることとする。その理由は以下のとおりである。

- ① 民族的なアイデンティティを保障する教育や入居差別問題など、両者が抱えさせられている諸課題には共通するものも多く、また、相違している場合でも、現在、旧植民地出身者やその家族が経験している諸課題（たとえば、高齢化にともなう介護や年金に関するもの）はいずれ、滞日年数は短いながらも現在、定住化が進む外国人市民も経験することが予想される。そのため、両者は連続性をもって考えることが望ましい。
- ② 他方、外国人市民は一人ひとり異なる歴史的・地域的・文化的背景を有する存在であり個別具体的な施策が必要である。
- ③ 「カマー（来る人）」という言葉は短期間日本に滞在した後はいつか帰国するとの前提に立ち、外国人市民が地域社会に暮らし、地域社会の発展に寄与する「市民」であるという語感に乏しいものである。そのため、昨今の外国人の定住化傾向と整合性を有しない言葉である。

第2章 富田林市における外国人市民の現状

2-1. 富田林市における外国人市民の現状

富田林市における外国籍市民の登録数³は、2008年(平成20年)3月末日現在974人(人口比0.8%)で、1989年(平成元年)からこの19年間で約75%増加している。その内訳を見ると、この間1989年(平成元年)には84%を占めていた韓国・朝鮮籍市民の割合が51%に低下し、かわって中国籍が5%から23%、ベトナム籍が2%から9%、ブラジル籍が1%から5%、と大きく増加しており、国籍では28カ国の方が富田林市に住んでいる。また、前ページに示した日本国籍で外国にルーツを持つ外国人市民も相当数在住していると考えられる。



(富田林市発行の「センサス富田林」(複数年度)から委員会作成)

年	1989	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	2000	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08
全登録人口	558	580	659	713	825	842	877	876	868	873	841	890	922	958	969	985	998	1005	991	974
韓国・朝鮮籍	469	474	514	565	594	593	606	593	572	581	542	542	538	550	560	536	520	517	507	496
中国籍	29	40	68	61	93	96	104	118	125	130	142	163	181	181	198	203	221	221	228	226
ブラジル籍	5	6	10	26	57	66	63	50	67	63	54	69	81	92	72	76	71	78	53	50
ベトナム籍	12	13	12	9	10	18	17	23	17	19	23	25	28	33	43	49	57	66	78	88

富田林市では、2006年（平成18年）11月、富田林市に外国人登録をしている16才以上の市民のうち、調査時点で自身がすでに外国人登録証明書の登録事項確認申請を終えている市民全員を対象に「外国籍市民アンケート」を実施した。この調査は、日本国籍で外国にルーツをもつ人のニーズを反映しておらず、回収率も17%と、統計的に見てその結果が本市に居住する外国籍市民全体の状況を代表しているとは言えないが、これまで十分に把握してこなかった富田林市の外国人市民の生活状況を示す貴重なデータである。

このアンケートで確認できたことは以下の2点である。

- ① **課題の多様性・連続性**：すでに2世・3世が中心になっている韓国・朝鮮籍の市民からは、コミュニケーションの課題ではなく、むしろ政治的・社会的諸権利がなお実現されていない現状の改善を求める声が寄せられた。他方、比較的滞日年数が短い外国人市民の場合は、日本語教室や多言語表示への要望といった言葉の問題とともに、日本人市民との交流の機会を望む声を寄せる傾向が見られた。そこからうかがえることは、外国人市民の課題が多様であるということと、従来からの課題が未解決のままひきつがれ、滞日年数の短い外国人市民にも投げかけられるという連続した構造をもつことである。
- ② **課題の緊急性**：自由記述では、あからさまな差別や劣悪な労働環境、子どもの教育を受ける権利が不安定な状況におかれているなど、早急に対応しなければならない切実な現状も反映しており、行政の適切な対応が求められる。

したがって、富田林市は決して外国人市民の集住都市ではないが、その多寡にかかわらず、一人ひとりの市民がまちづくりの主体として平等にあたりまえに地域で暮らしていく上で多様で重層的な課題をかかえ、また、緊急の取組が必要な課題もある。このことは富田林市においても多文化共生施策を進める必要性を裏付けるものとなっている。

³ 外国人登録は、外国人登録法により、外国人本人の申請に基づいて、各市町村ごとにその管内に居住する外国人の住居や生年月日、国籍などを登録する制度。ここで言う「外国籍市民の登録数」は、富田林市の外国人登録者数を示している。

第3章 多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方と施策の方向性

3-1. 基本的な考え方

第4次富田林市総合計画の「人権の実現を理念とした市民参加のまちづくり」を実現するための施策の大綱の一つである「平和を希求する多文化共生のまちづくり」の具体化として施策を実施していく。その際、基本的な考え方として提言書で示された次の内容を踏まえる。

(1) 人権の尊重・保護・充足⁴

富田林市に居住する外国人市民も、他の市民同様、地域社会を構成する市民であるという基本的認識に立ち、また、国際的に認められ、日本政府も批准する国際人権規約等にある人権の諸原則・基準⁵にのっとり、指針の目的の中心に外国人市民の人権の尊重・保護・充足を置く。

(2) 主体性の尊重・醸成

外国人市民は、他の市民とともに、地域社会を担う主体であるので、それを阻む課題を改善し、社会参加できる仕組みを作る。また、言葉の違いや日本の社会制度・慣習の違いへの配慮だけではなく、日本国籍を持たないことを理由に意見の表明や希望の実現に困難を強いられてきた経緯を踏まえ、外国人市民のエンパワメント⁶を通じて主体性を醸成する。

(3) 歴史に対する理解

1990年以降、入管法⁷改正によって定住者資格⁸を得た日系外国人が激増したが、彼らの原点は、明治以降の移民政策⁹にある。現在、外国人登録者の国籍で、上位3位¹⁰を占めるのが中国、韓国・朝鮮、ブラジルであることは、日本の歴史・政策と密接に関わっている。富田林市の外国人市民も、日本と歴史的にかけがえのない深い上記の人びとが大半であり、多文化共生は日本の近代化を支えた人々とつながる“現在のわたしたちの歴史性”を学ぶ営みである。近年、フィリピンをはじめ、アジアなどからの移住者も増えており、あらたな歴史をつくり出している。

⁴ 「尊重」とは市を構成する行政や議会、地域社会、市民がほかの市民の人権侵害を行わないよう努めること、「保護」とは第三者による人権侵害から市行政が市民を守ること、「充足」とは市民の人権実現のために市行政が他者に対する働きかけを行ったり、必要なサービスを提供したりするなど、積極的な措置を行うことを言う。

⁵ 1948年（昭和23年）に国連で採択された世界人権宣言、その内容を条約にし、加盟各国にその条項の順守を義務づけた国際人権規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」、人種差別撤廃条約等で示された内容を言う。

⁶ エンパワメントとは、①人権や人間の尊厳を保つ上で望ましくない現状がそこにあるという気づきや現状を変えたいという意欲を促す当事者向けの啓発活動、②意見表明やアクションをとるために必要な、当事者の潜在能力の開花を図ったり、組織化を支援したりすること、③当事者個人・組織の活動を促進する環境を整えるための当事者以外への働きかけを言う。

⁷ 出入国管理及び難民認定法。日本に出入国する者の管理のための法律。日本に在留する場合の資格やその期間を決めており、外国人は原則として27の在留資格のどれかに該当している必要がある。

(4) 関連する市民公益活動の蓄積

富田林市は外国人市民を含む市民による市民公益活動団体と行政の協働の上に多種多様な取組が存在する。このような実績の上にさらに取組を強化していくことを目指す。

(5) 市民生活の豊かさの向上

外国で暮らす日本人も増える中、地域での多文化共生は、地域に住む外国人市民のためだけではなく、日本人市民にとっても有意義なものになっている。外国人市民が地域活動に参加することによって他の市民が異なる文化・価値観に触れる機会を増やし、市民生活をより多様性に満ち、楽しく豊かなものにしていく。また、少子化と高齢化が加速する中、地域活力が減退する傾向が広く指摘されているが、地域で働く外国人市民の存在は、農家や中小企業など、地域経済の存続と活性化に貢献している。

(6) 政府政策との整合性・補完性の探求

政府の研究会としてははじめて外国人市民を生活者としてとらえ、さまざまな提言を行った「多文化共生の推進に関する研究会報告書」¹¹を踏まえ、総務省自治行政局は全国自治体に対して地域における多文化共生推進プランの策定・実施を依頼しており、この指針はその求めに応じるものである。富田林市における指針では、政府政策との整合性をはかりつつ、そこに積み残された諸課題にも注目し、それを補完する。

8 「定住者資格」とは在留資格の一つである。1990年（平成2年）の入管法改正で創設され、法務大臣が特別に居住を認めた者として、日系3世までがその対象となっている。この改正によって、以後多くの日系人が来日した。

9 明治維新以後、急激な近代化を突き進んだ日本は移民送出国でもあり、北米・南米、東南アジア、やがては植民地であった朝鮮半島・台湾、「満州国」への移民奨励によって、多くの日本人が海を渡った。

10 1930年代、戦況悪化に伴う内地労働力人口の減少を契機に急増し、結果として在日に至った旧植民地出身者の子孫とその家族が韓国・朝鮮籍者のほとんどを占める。また、中国帰国者は満州移民に端を発し、在日ブラジル人は日系移民の子孫とその家族である。

11 総務省が2006年（平成18年）3月に発表した報告書。日本の外国人市民の急増に対し、多文化共生が全国の自治体の共通の課題になるという認識のもとに、地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について、「コミュニケーション支援」、「生活支援」および「多文化共生の地域づくり」の3つの観点から検討し、「多文化共生施策の推進体制の整備」について、考え方を整理している。（P.38 参考資料5）

3-2. 施策の方向性と体制整備

平和ですべての市民がお互いに尊重しあえる活気ある多文化共生のまちづくりを推進していくため、本市では今後施策全体に次ぎの4つの方向性を持たせ、またその実現のための体制整備に努める。

I. 外国人市民と行政、市民同士の円滑なコミュニケーションをめざします

外国人市民が地域に住んで最初に遭遇するのが「言葉の壁」である。しかし、日本語に不自由しても、市民として必要な情報は速やかに知らされ、また市民の意見は行政に反映されなければならない。そのために、行政情報の多言語化、通訳・翻訳サポートなどの整備、外国人市民の日本語学習支援などに取組む。また、外国語が話せなくても「やさしい日本語」を使うことによって円滑なコミュニケーションをはかることもできる。

II. 外国人市民が安心して住みつけられるよう応援します

安定した市民生活を送るためには教育、労働、福祉・医療・保育、防災、生活全般にわたるさまざまな制度を利用できることが必要である。しかし、外国人市民に対しては、これらの制度周知が不十分であったり、理解できなかつたり、手続きが複雑であったりして利用できていない現状がある。外国人市民がこれらの制度をスムーズに利用できるよう応援する。また、市民参加のまちづくりのために外国人市民の声が市政に届くよう努める。

III. 国籍・民族・文化の違いを認め合い、市民同士が地域社会の一員としてお互いに対等な関係を築けるようにします

多文化共生社会の実現のためには、国籍・民族・文化などの違いを認め合う相互理解が不可欠である。そのために、学校園における多文化共生教育を充実し、相談体制の充実、地域コミュニティへの啓発などに努める。

IV. 世界の動きと歴史を踏まえ、富田林市の発展をめざして多文化共生を推進します

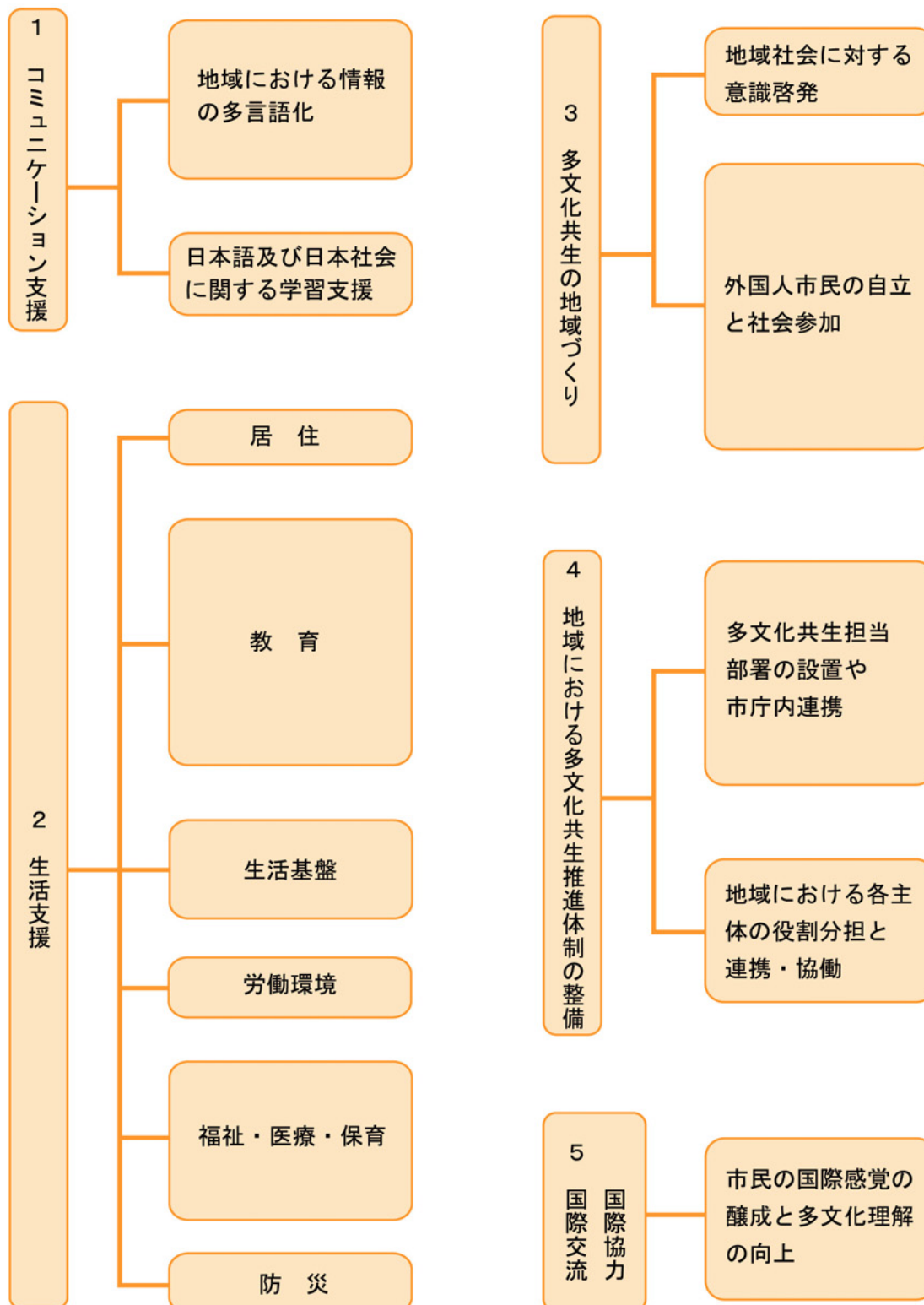
多文化共生は外国人市民が増えたからせざるを得ない対策ではない。世界のグローバル化と歴史の大きな流れの中で、富田林市も国際化し、多文化共生の地域社会が必要になっている。この大きな流れを地域の活性化と富田林市の発展につなげていくという視点で施策に取り組む。歴史の中で残された課題の解決にも努力する。

V. I～IVを実現するために体制の整備をすすめます

本指針で明らかにした施策を効果的に着実に実現していくため、市庁内体制の整備、実施計画の策定、市民公募委員も含めた外部評価機関の設置、国際交流協会を中心としたNPO、NGO、その他民間団体との連携・協働など体制整備に努める。

3-3. 施策の体系

今後の多文化共生推進施策の4つの方向性と体制整備のもと、次のような体系で施策を実施する。



memo

第4章 現在行われている施策と今後進める具体的施策

4-1. 現在行われている施策と今後進める具体的施策

富田林市における外国人市民の現状、多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方や施策の方向性をふまえ、施策の体系に従って現在行われている施策と今後進めるべき具体的施策について示す。

なお、各事業の課題については提言書の内容をそのまま転記している。

<1. コミュニケーション支援>

日々の生活において、地域で暮らす人とのコミュニケーションが図れなかったり、行政サービスなどの必要な情報が得られなかったりする場合がある。

そこで、「地域における情報の多言語化」「日本語および日本社会に関する学習の支援」を体系的に進めていく。

1-① 地域における情報の多言語化

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
市窓口業務案内多言語版	<p>地域に在住する日本語を母語としない人に対し、情報公開課で配布している「市民のてびき(市業務案内)」を多言語で作成し、行政情報を提供することによって、対象者が円滑な市民生活を営めることを目的とする。</p> <p>対応言語(2008年度(平成20年度)改訂予定)：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語</p>
外国人市民のための富田林市役所お役立ちガイド	<p>「市窓口業務案内多言語版」の中から、住所変更やゴミの出し方など日常生活に必要な項目をまとめ、各家庭で日頃目にする場所に掲示できるように作成。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語</p>
市窓口チラシ翻訳業務	<p>「市窓口業務案内多言語版」で対応できない情報や緊急を要する情報などについて、担当課からの依頼を把握し多言語のチラシを作成し、対象者へ情報を提供。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語</p>
市庁内案内看板の多言語表記	<p>2008年(平成20年)4月からの機構改革による部・課名の変更に伴い、外国人市民が安心して窓口へ来る</p>

第4章 現在行われている施策と
今後進める具体的施策

	<p>ことができるよう窓口看板を多言語で表記したものを設置。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語</p>
外国語図書の配架	<p>市立中央図書館・金剛図書館に2007年度（平成19年度）には児童書を含め1,958冊の外国語図書、雑誌・新聞が各1冊配架されている。</p>

（実施主体：国際交流協会）

実施している取組等	事業内容・成果
<p>通訳・翻訳サポート事業 （実績は表1参照）</p>	<p>2005年度（平成17年度）に市から移管。地域に在住する日本語を母語としない人をサポートするために通訳・翻訳を実施。日本語を母語としない人からの依頼は無料。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、タガログ語、フランス語</p>

表1）通訳・翻訳サポーター登録者数／通訳・翻訳依頼件数

2005年（平成17年）	2006年（平成18年）	2007年（平成19年）
29名／33件	34名／50件	33名／72件

※通訳者：日本国籍、外国籍、市外在住者を含む。

課題（「提言書」より）

- 市役所窓口では、市業務案内多言語版など、さまざまな多言語サービスを行っているが、周知が充分とはいえないので伝える工夫をするとともに、より多様な情報提供が必要である。
- 外国人市民のニーズに合わせた観光やレクリエーション等より多様な情報提供や、図書館での図書の充実を図る必要がある。
- 通訳・翻訳サポート事業は日本語を母語としない人には無料で対応しているが、通訳者謝礼の財源を確保することが大きな課題になっている。
- 通訳・翻訳サポート事業はボランティアに支えられており、常時対応が難しい。また、高度な内容（専門分野、行政文書など）によっては対応が難しい場合もある。国際交流協会の登録者で対応できない場合は南河内地域などにまたがる広域対応の仕組みづくりが必要である。
- 通訳現場においては、通訳者の役割に対する理解不足から通訳者が通訳だけでなく、行政の仕組みの説明や当事者間のコーディネーターとしての役割を求められることもあり、通訳者の負担が大きいため役割の分担が必要である。通訳者とは別にコーディネーターの配置と通訳者の役割に対する行政職員や市民への啓発が必要である。
- 通訳者には高い専門性が求められるため、研修等による人材育成やメンタル面でのサポートなども必要である。

今後の施策の方向性

- ① 「市窓口業務案内多言語版」「外国人市民のための富田林市役所お役立ちガイド」「市窓口チラシ翻訳業務」「市庁内案内看板の多言語表記」については引き続き市が実施する。ただし、その存在が外国人市民に十分周知されていないため、周知について広報を活用するなど具体的な対策を講じる。
- ② 国際交流協会が実施している「通訳・翻訳サポート事業」については、外国人市民にとって通訳・翻訳は市民的権利を保障するために不可欠なものであるため、今後、国際交流協会と市が協議し、より安定的に保障できる方途を検討する。市内だけでは対応できない言語については南河内、大阪府レベルの広域連携での対応、それを可能にする仕組みの構築を検討する。

第4章 現在行われている施策と
今後進める具体的施策

1-② 日本語および日本社会に関する学習支援

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市、国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
<p>にほんごよみかき教室 (実績は表2参照)</p>	<p>日常の読み書きに不自由している人を対象に実施。受講料無料。スタッフはボランティアで行っている。日本語を学ぶ場だけでなく、地域の出会い、コミュニケーションの場でもある。また、水曜日の教室は託児をつけているため、親子でにほんごよみかき教室に参加できるという点が大きい。この事業は男女共同参画、子育て支援の側面も含んでいる。また日本人市民にとっても外国人市民と出会える場として多文化共生を進める上で欠かせない場となっている。</p> <p>(実施内容)</p> <p>①毎週火曜日 午後7時～8時30分 ②毎週水曜日 午前10時～11時30分(託児つき)</p> <p>場所：市立中央公民館「いこいの部屋」</p>

(表2) にほんごよみかき教室参加者数(のべ数)

2004年(平成16年)	2005年(平成17年)	2006年(平成18年)	2007年(平成19年)
1,268名	1,392名	1,321名	1,153名

- ・ 参加者の特徴：火曜日は実習生試験対策の男性が多く、水曜日は国際結婚の女性が多い。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
<p>にほんごよみかき教室 ※地域日本語教育支援事業(文化庁委託)により実施。</p>	<p>2008年度(平成20年度)より国際交流協会主催で週1回開催。受講料無料。日本語を学ぶ場だけでなく、地域の出会い、コミュニケーションの場でもある。</p> <p>(実施内容)</p> <p>毎週金曜日 午前10時～11時30分</p> <p>場所：国際交流協会事務所</p>
<p>語学講座</p>	<p>ネイティブ講師による語学教室の開催。有料。外国人市民の活躍と学習者の多文化理解を進める場である。</p> <p>実施言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語</p>

課題（「提言書」より）

- すでに実施されているよみかき教室に参加しにくい外国人市民への配慮が今後の課題であるとともに、スタッフの育成と活動に見合った場所や費用負担が必要である。

今後の施策の方向性

- ① にほんごよみかき教室については、きめ細かくニーズに対応し、大きな効果をあげている。引き続き、市と国際交流協会が協力し、外国人市民の日本語学習の機会を幅広く保障していく。スタッフ研修や学習者の子どもの保育についても十分な配慮を行う。



<2. 生活支援>

居住、教育など生活全般のさまざまな制度を利用し、安心して生活を送ることができるような環境づくりが必要である。そのためには総合的な支援が求められる。

2-① 居住

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：大阪府)

実施している取組等	事業内容・成果
大阪あんしん賃貸支援事業	大阪府及び府下市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人市民、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅、あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者等に関する情報提供を行い、高齢者等の民間賃貸住宅への入居をサポートする。

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
市営住宅の入居	本市の市営住宅の入居条件で国籍条項はない。

課題（「提言書」より）

- 入居拒否の現状があるので、民間賃貸住宅所有者・宅建業者等への啓発が必要である

今後の施策の方向性

- ① 大阪府の「大阪あんしん賃貸支援事業」を活用し、この制度を周知していく。
- ② 入居差別について、民間賃貸住宅所有者・宅建業者等に対し啓発を行っていく。

第4章 現在行われている施策と
今後進める具体的施策

2-② 教育

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
多文化共生ネット (富田林市多文化教育地域連絡会議)	教育委員会を中心に、外国にルーツをもつ子どもたちや保護者を応援するネットワーク。(学校関係者、市人権教育研究会、教育サポーター、国際交流協会など)
母語教室の実施	2008年度(平成20年度)は市内4小学校にて実施。週1回2時間程度。 実施言語 : 中国語、韓国・朝鮮語
通訳配置	子どもの授業と親をつなぐ教育カウンセラー等の関わりで急な転入でも対応できるような体制づくり。 対象言語 : 中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語
日本語指導員派遣	支援対象児童への学習支援。母語保障。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
子どもたちとの多文化共生事業	外国にルーツをもつ子どもたちのエンパワメントと仲間づくりの支援を行っている。民族学博物館バスツアー、子どもモザイク泊キャンプ、春節祭などの交流活動を実施。
帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業	南河内地域の教育委員会・学校関係者と協力し、外国にルーツをもつ子どもたちが一緒に勉強する中で、自分の国の文化に誇りをもつことを目的としたサマースクール(7月)、年間を通じたサタデースクールの実施や多言語による進路ガイダンスや生活相談の実施。また、年2回の多言語進路ガイダンスでは外国人市民が進路選択の理解を深めるとともに、外国にルーツをもつ子どもたちの状況について高校や小・中学校の教員と教育委員会との情報共有と議論が可能になった。

課題（「提言書」より）

- 富田林市の場合、各学校園に支援対象児童生徒（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒」）が分散しているため、「日本語・多数在籍校児童生徒支援加配」が受けられない場合がほとんどである。そのため、初期日本語指導もその後の学習支援も担任が中心になって対応せざるをえず、とくに日本語指導の知識も技能も持たない教員にとっては負担となっている。
- 日本語指導の対象児童生徒だけでなく、支援する教員・学校の孤立を防ぎ情報を共有することで、児童・生徒および保護者の困難を知り、その解決のための方策を考えることができ、人権侵害があった場合も速やかな対応ができる仕組みが必要である。
- 学校園内だけでは、多言語対応が不可能である現状において、学校園外からの支援者の存在は尊重されるべきであり、支援者（日本語指導、通訳など）の位置づけ・連携のあり方や研修について緊急な対応が望まれる。
- すでに各学校園で取組まれてきた人権学習や国際理解学習との連携をさらに深め、支援児童生徒のルーツを尊重し、他の児童生徒も含め差別や人権侵害を許さない学級・学校の実現をめざすことも重要である。多文化共生ネットなど多様な関係を活用しつつ、教員研修や実践交流など、学校・教員の多文化共生に関する理解を深めることが必要である。
- サタデースクール（帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業）等、子どものサポート事業の進展に伴い、それらに関わるスタッフの確保も課題である。

今後の施策の方向性

富田林市教育委員会「在日外国人教育の指導に関する指針」（2008年（平成20年8月）が策定され、さまざまな具体的な方針が出されているので、基本的にはこれを踏まえ、とくに以下の点に重点的に取り組む。

- ① 多文化共生を実現するためには、学校教育において共生の意義を伝え、すべての児童・生徒に多様な文化をもった人々とともに生きていくための態度や技能を身につける機会を多く設け、あらゆる偏見や差別の不当性についての認識を深める指導を行う。
- ② 多文化共生ネットは、関係機関が連携して子どもの教育環境を改善していく上で非常に有効だと思われる。引き続き継続するとともに、学校現場で起こるさまざまな問題に迅速で有効な対応ができるようにする。
- ③ 帰国・渡日児童生徒が第二言語として日本語を習得しようとする場合、第一言語としての母語教育は必要であり、また、本人のアイデンティティの確立、家庭での円滑なコミュニケーションにとっても重要である。学校では、これらの子どもたちの母語を尊重することを大切にして取組を進める。
- ④ 学校への通訳配置について、とくに転入初期の段階で非常に有効であり、教育委員会・学校・担任・通訳者の緊密な連携がえられるよう努める。
- ⑤ 国際交流協会の実施する子どもとの多文化共生事業については、子どもの力を引き出す場として非常に有効に機能している。地域住民やさまざまな団体が協力することによってリラックスした雰囲気とボランティアの熱気があふれており、今後も継続した取組ができるよう支援する。
- ⑥ 帰国・渡日児童生徒サポート事業は、高校も含めた教育機関の縦の連携を作り出しており、他府県に比べてきわめて高い大阪府の外国人生徒の高校進学率はこの取組も含めた府内の取組の成果と言える。進路選択時における多言語進路ガイダンス事業は外国人市民の子どもたちにとって今後も重要であり継続できるよう支援する。

第4章 現在行われている施策と
今後進める具体的施策

2-③ 生活基盤

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
中国残留邦人等支援相談員配置事業 (国際交流協会へ委託)	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、2008年度（平成20年度）より対象者の地域への定着、安定した生活を実現するために支援相談員を配置。
相談支援	市民窓口課で転入の際に、転入手続案内のチラシを配布し、各課で手続の説明や生活相談等を実施。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
ユニバーサル・ウェルカム・パッケージ作成 ※2004年度（平成16年度）地域国際化協会等 先導的施策支援事業助成金（財団法人自治体 国際化協会）により実施。	転入時、外国人市民へさまざまな情報を多言語とやさしい日本語で提供している。 （やさしい日本語の考え方は外国人市民だけでなく高齢者や子どもなど情報弱者にとっても有効である）転入してきた日本語を母語としない人を対象に、やさしい日本語で表記したゴミの出し方、防災マップ、大阪府生活必携案内等を「ウェルカム・パッケージ」として配布。 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語
相談支援事業	生活相談等。中国語対応（月～金）午前9時～午後2時

課題（「提言書」より）

- 相談支援事業は外国人市民にとってセーフティネットの一つとして非常に重要であるので、その利用方法等についての情報提供を充分に行う必要がある。
- 外国人市民の多様な相談ニーズに応える総合的な相談支援システムを整備するとともに、外国人市民の立場と多文化共生の視点を持った「多文化共生ソーシャルワーカー」などの育成が急務である。

今後の施策の方向性

- ① 中国残留邦人等地域生活支援事業と支援相談員配置事業は、国の制度を活用し実施するとともに、多文化共生施策と連携させながら展開していく。
- ② 外国人市民に対する相談支援事業については、今後ますますニーズが増加すると予想される。このニーズに対応して本格的な事業展開を行うためには、「多文化共生ソーシャルワーカー」などの育成と配置について検討する。
- ③ 地域になじみ、安心して相談機関に相談できるようにするためには、転入時の情報提供が極めて重要である。現在、市民窓口課にて、お役立ちガイドや相談窓口紹介のチラシを配布しているが、さらに発展させ、多言語ビデオ（DVD）を活用した転入時オリエンテーションの実施を検討する。

2-④ 労働環境

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
地域就労支援事業	就労の支援、情報提供等

(実施主体：富田林商工会およびその他の協同組合)

実施している取組等	事業内容・成果
中国研修生の受入	商工会では、2000年度（平成12年度）より実施。現在35名の研修生を受入。毎月1回事業所をまわり、メンタル面などのケアを行っている。商工会では、中国語を話すスタッフを確保し、労働条件についてきちんと対応し、本人の希望があれば、研修等を実施している。

課題（「提言書」より）

- 外国人市民も対象とした地域就労支援事業を継続するとともに、日本語が不自由であれば通訳を配置するなど配慮するなどし、地域経済への参加と自立をうながす。
- 外国人労働者、研修生、実習生等の労働環境については労働基準監督署などと連携しながら不当労働行為や雇用環境の状態などについて調査・把握し、問題があれば改善の努力をするとともに、多文化共生の啓発活動を行う。

今後の施策の方向性

- ① 富田林市においても、多くの研修生・実習生がおり、たとえば、富田林商工会は中国人研修生・実習生の受入を行っている。富田林商工会の取組は、地域の商工業者に研修・実習生を斡旋するだけでなく、労働基準法の遵守の指導や研修生への生活指導など、積極的な役割を果たしている。また、別途で研修生・実習生を受入れている企業も多くあり、市としては今後、その現状の把握や研修生・実習生への情報提供に努める。
- ② ハローワークなどの他機関とも連携しながら、外国人市民に対する地域就労支援事業を拡充していく。

2-⑤ 福祉・医療・保育

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
保育所入所	外国人市民の受入。市窓口チラシ翻訳業務等を活用。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
通訳・翻訳サポート事業による対応	医療機関等への通訳者派遣。問診票等の翻訳。
ケアマネージャー研修への講師派遣	市が委託した居宅介護支援事業所のケアマネージャーに対し、高齢介護課より毎年1回研修を開催。2007年度（平成19年度）研修で「在日韓国人が抱える悩みや一世の高齢化」をテーマに研修を行った。

—— 課題（「提言書」より） ——

- 母子健康手帳や保育園入所案内、育児サークル紹介など、子育て支援に関して多言語で情報提供を行う必要がある。
- 福祉・医療機関の施設案内看板や問診票などの多言語化を行う必要がある。また、外国人市民への健康診断の実施等ができるよう外国人市民に対応することを想定した多言語対応の福祉・医療機関の設置が望まれる。
- 現在、通訳サポーターを派遣しているが2週間前までに予約する必要があるため、急病などの緊急時に即対応することは難しい。また、医療現場でのトラブルが起きた場合の責任の所在、対応のあり方など、検討課題が多い。通訳者の技能を向上させるための研修を医療機関関係者と共に行うことが必要である。

今後の施策の方向性

- ① 福祉・医療・保育のサービスは、制度上、外国人市民にも保障されているが、その制度の有無を知らなかったり、手続き上の理由でサービスを受けることが著しく困難であることがある。そのため、外国人市民については、サービス内容・手続きの広報を充実していく。
- ② 外国人市民が適切な福祉・医療サービスを利用することができるように、社会福祉関係者および医療関係者等が、言語や生活習慣・文化の違いを理解し、人権の実現をはかる立場から、子どもから高齢者まで、さまざまな世代の外国人市民を支援していくことはきわめて重要である。さまざまな機会を通じた多文化共生研修の開催を行っていく。
- ③ 外国人市民が医療機関にかかる場合に必要な通訳ニーズは国際交流協会の「通訳・翻訳サポート制度」で対応しているが、医療通訳には特殊な技能が必要であり、そのため、特別な体制の構築が求められているので、広域対応も含めて検討する。また、医療機関の側にも外国人市民が来院することを前提とした通訳の配置や問診表の備え付けなどを働きかける。
- ④ 保育の必要な外国人市民に対しては、その文化的背景に十分配慮した対応を行う。また、市窓口チャシ翻訳業務等を活用し、入所等に関する情報提供のさらに充実する。

2-⑥ 防災

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
<p>外国人市民向け防災パッケージの作成 ※2003年度(平成15年度)地域国際化協会等先導的施策支援事業助成金(財団法人自治体国際化協会)により実施。</p>	<p>防災マップの作成、避難看板の作成。作成実施委員会を設置し、作業を通じてお互いに住民として共に暮らす地域をつくることを目的に実施。この事業で作成したやさしい日本語を活用して、避難所に貼るチラシ等を作成できる。 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語</p>
<p>富田林市防災計画</p>	<p>外国人を災害時要援護者の視点で捉え、広報体制の整備充実や防災知識の普及・啓発の実施に努める。</p>
<p>ハザードマップの作成</p>	<p>2006年(平成18年)3月に洪水・土砂災害の知識・情報や緊急避難所を掲載したハザードマップを作成。事前に避難所を把握することによって災害発生後の2次被害を防ぐことができる。 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語</p>

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
<p>外国人市民向け防災訓練 ※外国人市民向け防災パッケージの作成事業内容の1つとして実施。</p>	<p>2003年度(平成15年度)に実施(中国語通訳付き)。消火器訓練や非常食の試食を行うことで、外国人市民に災害に関する意識啓発を行う。</p>

課題（「提言書」より）

- 出身地域によっては日本における災害について理解できない場合があることを前提にきめ細やかな災害啓発を行い、万一の発生時に備えた防災訓練をする必要がある。
- 災害発生時、被災者の把握などが必要になるが日頃から顔の見える関係づくりに努める必要がある。また、速やかに「災害多言語支援センター」などを設置する準備の必要がある。
- 他市との防災協定にも外国人市民支援内容を盛り込み、富田林市および他市での災害発生時に支援しあえる体制（通訳派遣や翻訳支援など）づくりを行う必要がある。

今後の施策の方向性

- ① 富田林市防災計画において外国人市民への対応は明確に位置付けられておらず、災害時の実際の対応を想定した方針を明確にする。とくに外国人市民の場合は情報を速やかに正確に提供することが最も重要であり、そのために、中越沖地震を教訓とした「災害多言語支援センター」のような組織が災害発生後24時間以内に立ち上げられるよう具体的なマニュアルの作成を目指す。

また、日常的に災害に対する啓発、防災訓練等も実施し、日本の災害とその対応について理解してもらうとともに、外国人市民を孤立させないような地域の人間関係をつくっていくため、町会・自治会等にも働きかける。

<3. 多文化共生の地域づくり>

前述の<1. コミュニケーション支援><2. 生活支援>を地域において円滑に展開するためには、地域住民全体の多文化共生に関する理解が極めて重要である。

また、外国人市民が地域社会の一員として参画する仕組みを整備し、活躍できる環境づくりを進めていく。

3-① 地域社会に対する意識啓発

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
人権セミナー事業	国際交流協会と共催で、人権をテーマに年2回セミナーを実施。
中国残留邦人等生活支援事業 (国際交流協会へ委託)	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、2008年度(平成20年度)より対象者の地域への定着、安定した生活を実現するために生活支援事業(地域住民・事業主に中国残留邦人等の歴史的背景や現状について知ってもらうための講演会の開催、日本語教室開催等)を実施。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
映画「知らない二人」の制作・上映事業 ※多文化共生啓発支援事業(財団法人大阪府国際交流財団)委託事業	2006年度(平成18年度)に公民館講座「多文化共生を映像づくりから考える」の受講者たちと映画を制作。2007年度(平成19年度)に制作発表会を開催。その後、映画のDVDの貸出を行っている。2007年度(平成19年度)では各地23ヶ所で上映、のべ2,000人以上が鑑賞し、日本国内だけでなく、中国の大学で日本語学習教材として紹介された。また、中国帰国者が多く住む町で上映されるなど、多文化共生の啓発を行っている。
交流活動	毎年、「地域の輪まつり」への参加。国際交流ハイキングや民族学博物館等へのバスツアーなどを実施。
人権セミナー事業	人権文化センターと共催で、人権をテーマ

第4章 現在行われている施策と 今後進める具体的施策

	に年2回セミナーを実施。
在日外国人女性たちのエッセイ集作成	在日外国人女性たちの想いをつづったエッセイ集を発行予定。
情報誌「多文化共生をめざして」発行	毎月1回発行。イベント案内や協会からの情報、海外からの滞在レポートを掲載。

課題（「提言書」より）

- 外国人市民が地域コミュニティ、町会・自治会の中にどう参加していくかが重要である。
- 外国人市民と日本人市民が相互に交流できる場や機会をつくる必要がある。

今後の施策の方向性

- ① これまでも、市は国際交流協会と連携してさまざまな意識啓発を行ってきたが、今後は、町会・自治会など実際に外国人市民が日常的に接している地域コミュニティに対しても、講演会や学習会などを実施し、多文化共生の啓発を行っていく。

3-② 外国人市民の自立と社会参画

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
外国人市民エンパワメント・社会参加促進事業 ※2007年度(平成19年度)地域国際化施策支援特別対策事業助成金(財団法人自治体国際化協会)により実施。 (国際交流協会へ委託)	外国人市民が地域に根付き、地域市民の一員として活躍できるようエンパワメントし、地域との結びつきをつくることを目的として実施。エンパワメント講座(日本社会と地域の仕組み、日本でのマナーや人間関係等)や市内企業・団体と連携したインターンシップ事業。
市職員採用受験資格	1980年度(昭和55年度)より国籍に関する条項撤廃。

(実施主体：国際交流協会)

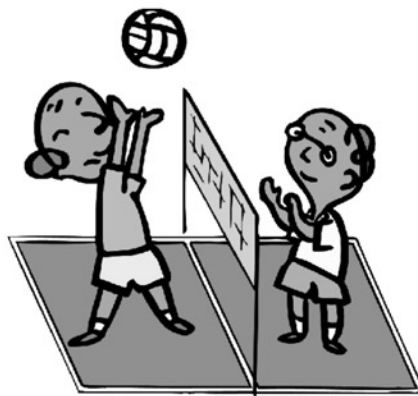
実施している取組等	事業内容・成果
インターン制度	国際交流協会事務局で事務作業や接遇を通じて、社会参加の経験を積むことができた。

—— 課題(「提言書」より) ——

- 外国人市民の意見を市政に反映するために、「多文化共生市民会議」などを設置する必要がある。
- 地域イベント、サークル活動などの情報を提供し、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境をつくる。
- インターン制度を発展させた形で就職支援を行う必要がある。
- 行政、企業、市民公益活動団体などに外国人市民を積極的に起用することが必要である。

今後の施策の方向性

- ① 2007年度（平成19年度）に実施した「外国人市民エンパワメント・社会参加促進事業」をさらに発展させて、地域の企業、NPO、町会等と協力し実施し、外国人市民の社会参加と交流の機会を増やす。
- ② 外国人市民の意見を市政に反映させるために、常設の「多文化共生市民会議」などの設置を検討する。
- ③ 外国籍市民の地方参政権やその他国籍条項がある制度については、外国籍市民も地域のまちづくりの主体であることを踏まえて対応する。また、富田林市において住民投票が行われる場合、外国籍市民も対象とした住民投票条例の制定を検討する。
- ④ 市で設置する委員会・審議会の委員選出にあたっては、その選出母体から外国人市民を排除しない。
- ⑤ 外国人市民が参加するスポーツイベントなどのリクリエーションを通じた交流の機会を積極的に設ける。



＜4. 地域における多文化共生推進体制の整備＞

今後の多文化共生施策を推進していくためには、市役所内だけでなく国際交流協会などの市民公益活動団体と連携・協働して行いながら、その推進体制を整備していく。

4-① 多文化共生担当部署の設置や市庁内連携

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
富田林市外国籍市民アンケート調査、報告	今後の富田林市の多文化共生施策に反映させ、市内在住の外国人市民の生活や要望を把握するため、2006年（平成18年）11月にアンケートを実施。2007年（平成19年）3月に報告書を作成。この報告書の結果をもとに今後の多文化共生施策事業推進を図る。
多文化共生をテーマとした職員研修の実施	2006年度（平成18年度）より、多文化共生社会に対応した職員を育成するため実施。のべ185人の職員が参加。 ・2006年度（平成18年度）「多文化共生社会を創る」「在住外国人とのリアルコミュニケーション」 ・2007年度（平成19年度）「多文化共生について」 ・2008年度（平成20年度）「地域における外国人市民との共生」
南河内地域多文化共生担当者連絡会議	2007年度（平成19年度）より開始。南河内地域の自治体および国際交流協会の多文化共生担当者間の情報交換。

課題（「提言書」より）

- 外国人市民のニーズや課題に対応するために、調査を継続的に行い現状把握に努める必要がある。
- 市庁内で「多文化共生推進連絡会議」などの設置が必要である。
- 職員研修の実施回数の増加や研修内容の充実化を図り、職員の能力や窓口対応の質の向上に努める必要がある。

今後の施策の方向性

- ① 市職員の多文化共生に関する理解を深めるため、職員研修の実施回数の増加や内容の充実を通じて、より満足度の高い政策立案や窓口対応などを実現する。
- ② 富田林市外国籍市民アンケート調査については、前回のアンケート調査の結果を踏まえ、今後は5年程度おきに外国人市民全体のニーズ把握と事業評価のために実施する。
- ③ 市庁内に関係各課で構成する「多文化共生推進連絡会議」などを設置する。この会議は担当課を中心に各関係部署の代表が、各々の取組を報告・調整・議論する場とし、指針の進捗管理や評価等を行う役割を担う。
- ④ 本指針を具体化するために、「多文化共生推進連絡会議」などで本指針の実施計画を作成し、各施策についての担当や必要性を明確にし、総合的に施策を進めていく。
- ⑤ 現在行われている「南河内地域多文化共生担当者連絡会議」については、富田林市もその一員として、行政域を越えた情報交換、通訳・翻訳における富田林市では対応できない言語対応、医療通訳制度、災害対応等について積極的な役割を担うよう努力する。

4-② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

○ 現在実施している事業内容

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
国際交流協会への補助金交付	2002年度（平成14年度）より国際交流協会の活動をサポートするため補助金を交付。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	事業内容・成果
国際交流協会運営への各種団体の参加	外国人市民、学校関係者、社会福祉協議会、富田林病院、商工会、市民活動団体等から国際交流協会の理事として参加。
国際交流協会ネットワーク事業	大阪府内4国際交流協会の連携、協力事業。研修会の実施や情報交換。
学校教育における国際理解教育への協力	各学校で国際理解教育への協力を行う。
南河内ブロックよみかき交流会の開催	南河内で実施している日本語教室の交流会の開催。スタッフの育成や情報交換。
JIAM研修への参加	全国市町村国際文化研修所（JIAM）で実施されている国際分野の研修に参加し、全国の国際交流協会との連携強化。

—— 課題（「提言書」より） ——

- 国際交流協会が、地域の諸団体を支援・コーディネートするとともに、地域コミュニティ（町会・自治会、地域福祉関係者等）と、例えば防災訓練を通じた連携・協力を得られるような関係づくりを進める必要がある。
- 国際交流協会のスタッフには外国人市民の起用が必要である。また、外国人市民だけでなく、多文化共生を積極的に進めることができる資質をもつスタッフの役割も重要であり、さまざまな研修を通じて考え方や技能の修得に努力する。
- 国際交流協会の活動の多くは、ボランティア・スタッフによって支えられており、補助者ではなく事業遂行者として捉えている。ボランティア・スタッフは無償とは限らず、今後、人件費、その他の費用負担が課題である。

今後の施策の方向性

- ① 多文化共生は、誰もが住みやすく、生き活きと暮らせる地域をつくるという施策であり、その実現は当然地方自治体の責任である。と同時に、国際交流協会がこれまで多文化共生施策に果たしてきた役割を積極的に評価し、今後も地域の多文化共生の中心的な担い手として連携し、必要な支援を行う。
- ② 多文化共生の実現のため、市と国際交流協会間の連携・協働に限らず、企業、町会・自治会や社会教育団体、社会福祉団体、地域福祉活動団体、NPOなど幅広いセクターとの協働を行い、そのことを通じて市民全体の取組として、さらなる充実を図る。

<5. 国際交流・国際協力>

国際交流・国際協力を通じて市民へ多文化共生についての理解を進めていく。

・市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上

(実施主体：富田林市)

実施している取組等	事業内容・成果
中国四川省彭州市 ※2002年（平成14年）12月10日友好協力関係 締結	2007年度（平成19年度）に訪問団を受け 入れ、農業・商工関係者との交流、意見交 換。 2008年（平成20年）5月に発生した四川 省大地震により被災したため救援物資等を 輸送。
その他の都市との交流	友好協力関係等は締結していないが、韓 国益山市とは2005年度（平成17年度）に、 富田林市の百済関連遺跡に関する番組が韓 国で放映されたのをきっかけに、文化財・ 伝統芸能等の交流を実施。
公立学校での国際交流	さまざまな国から来られた方を招き、そ の国の料理づくりや遊びを通して、外国文 化に触れる。

(実施主体：各団体)

実施している取組等	事業内容・成果
富田林・ベスレヘム姉妹都市協会 ※米国ペンシルベニア州ベスレヘム市 ※1964年（昭和39年）4月10日姉妹都市締結	学生の隔年相互交換、ホームステイ、英 語弁論大会、文化交流、広報誌（年1回） の発行など。
大阪大谷大学	米国ベスレヘム市モラビアン大学をはじ めとする多数の海外の大学と連携・交流を している。
日韓スポーツ交流実行委員会	市内中学生と大韓民国中学生サッカーチ ームの隔年相互訪問、ホームステイ等。
富田林ロータリークラブ	相互訪問団の派遣・受入、交換留学生派 遣・受入
その他	市内で活動しているさまざまな団体・学 校が、国際交流・国際協力を行っている。

課題（「提言書」より）

- 国際交流・国際協力の取組が、さまざまな団体で行われ、成果をあげているが、今後ともその交流・協力を通じて地域の多文化共生につなげていくことが望まれる。

今後の施策の方向性

- ① 本市では、市・民間ともさまざまな国際交流・国際協力が行われているが、一過性のもや一方的な協力ではなく、相互に対等な交流を通じて地域の多文化共生につなげ、地域に支えられたものになるよう支援をしていく。



4-2. 施策の優先順位

富田林市としては財政的・人的資源上の制約もあることから、本指針を踏まえ、以下の3つの基準に従った具体的な実施計画を策定する。

- ① 第2章2-1②で述べられているような緊急な対応が必要な現状については、できるだけ速やかにその現状を正確に把握し、事態を解消するために対策を講じる。
- ② これまで行われてきた実績のある施策をより発展させ、さらに効果的なものにするため、その充実を優先的に取組む。
- ③ 長期的な課題、複数機関の調整が必要な課題については、一定期間が必要であるが、それは先延ばしにしても良いということではなく、計画的に確実に実現していく。
- ④ 今後、この指針に掲げていない施策の必要が生じた場合は、指針全体の整合性に配慮しつつ取組んでいく。

参 考 资 料

< 参考資料 >

1. 富田林市多文化共生推進指針策定経過

以下、富田林市多文化共生推進指針を理解するために役立つ参考資料が閲覧・印刷できるインターネットウェブページURLを掲載する。

2. 「世界人権宣言」1948年（昭和23年）12月 第3回国連総会にて採択
<http://www.unic.or.jp/udhr/index.html> （国際連合広報センターウェブページ内）

3. 「国際人権規約」1966年（昭和41年）12月 第21回国連総会にて採択
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html> （外務省ウェブページ内）

4. 「地域における多文化共生推進プラン」
2006年（平成18年）3月 総務省自治行政局国際室長通知
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html （総務省ウェブページ内）

5. 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年（平成18年）3月 総務省
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060307_2_bs1.pdf （総務省ウェブページ内）

6. 「富田林市外国籍市民アンケート調査報告書」2007年（平成19年）3月 富田林市
<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/fureaikouryuu/enquete.html>
（富田林市のウェブページ内）

7. 「提言書—富田林市『多文化共生推進指針』策定にかかる現状と今後の方向性」
2008年（平成20年）12月 富田林市多文化共生指針検討委員会
<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/fureaikouryuu/tabunka/tabunka.html> （富田林市のウェブページ内）

8. 「第4次富田林市総合計画」2007年（平成19年）3月 富田林市
<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/info/keikaku/soukei/4soukei/index.html>
（富田林市ウェブページ内）

9. 「富田林市人権行政基本方針」2007年（平成19年）6月 富田林市
<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/humanrights/kihonhousinkaitei.pdf> （富田林市ウェブページ内）

10. 「富田林市地域福祉計画」2007年（平成19年）3月 富田林市
<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/chikifukushi/keikaku.html>
（富田林市ウェブページ内）

富田林市多文化共生推進指針策定経過

年	月	日	項目	内容
2006年 (平成18年)	3	27	総務省自治行政室国際室長通知 「地域における多文化共生推進プランについて」	これまでの「国際交流」と「国際協力」を柱とした地域の国際化に加え、今後「地域における多文化共生」を第3の柱として推し進めていくことが求められているという認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するために出された通知。なお、3月7日には「多文化共生の推進に関する研究会報告書」が公表された。
	11	16 30	富田林市外国籍市民アンケート調査実施	富田林市に外国人登録をしている16歳以上の市民のうち、調査時点で自身がすでに外国人登録証明書の登録事項確認申請が終わっている市民全員に発送。回収率17%。
2007年 (平成19年)	3		富田林市外国籍市民アンケート調査報告書作成	上記アンケート調査を集計・分析し報告書を作成。市ホームページに掲載し、公共施設等に配架
2008年 (平成20年)	7	8	富田林市多文化共生指針検討委員会設置	市長の委嘱により、学識経験者・関係団体の代表者・外国籍又は外国にルーツをもつ市民、関係部局に所属する担当職員等13名の委員で構成
	12	9	提言書 (富田林市「多文化共生推進指針」策定にかかる現状と今後の方向性)を市長に提出	7月8日から12月9日までの間に11回の検討委員会と2回の起草委員会を開催し、まとめた提言書を市長に提出。
	12	17	富田林市多文化共生推進指針素案の作成	提言書に基づき指針素案を作成
	12	19 1 /16	パブリックコメントの募集	市ホームページ、情報公開課・市民協働課窓口、各出先窓口にて富田林市多文化共生推進指針素案に対する市民のパブリックコメントを募集。2件のコメントあり。
2009年 (平成21年)	1	19	多文化共生推進指針策定特別講演会「富田林市多文化共生推進指針素案の評価と今後の展望」	指針策定にあたり、総務省「多文化共生の推進に関する研究会」の委員の1人である多文化共生センター大阪代表理事田村太郎氏の講演会を開催
	2	12	富田林市多文化共生推進指針策定	パブリックコメント等を踏まえ、「富田林市多文化共生推進指針」を策定

発行 富田林市市民人権部市民協働課
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号
TEL:0721-25-1000
FAX:0721-25-9037(総務課)
E-mail:kyoudo@city.tondabayashi.osaka.jp
